

平成30年度監査等実施計画

平成30年 3月 23日

日吉津村監査委員決定

日吉津村監査委員は、平成30年度実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施計画を次のとおり定める。

1 監査等の基本方針

日吉津村監査委員は、日吉津村監査基準に基づき、「村民の視点で監査を行うこと」、「監査は公正に行うこと」、「現場を見ること」を心がけ、次の点に留意して監査を行う。

- (1) 監査委員は、他の執行機関から独立した立場で職務を行うものであることを常に銘記し、公正・不偏の態度を保持しながら、すべての執行機関に対して毅然とした態度で監査を行う。
- (2) 監査委員は、自己研鑽や研修による資質の向上を図り、礼節を重んじて村民の視点で監査を行う。
また、村民に分かりやすい報告書となるよう、監査結果を平易な文書で取りまとめて公表することに努める。
- (3) 監査委員は、実施監査に当たっては、現場で働く職員の意見を聞きながら、直接、施設や設備、作業内容等現場の状況を見るように努める。
- (4) 定例監査及び行政監査等の様々な監査について、監査内容や実施時期、実施方法等を十分検討し、体系的で効果的な監査を行う。

2 財務監査等実施計画

(1) 実施方針

ア 定例監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に基づき、村の各機関の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査を行う。

イ 財政的援助団体等の監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、村が財政的援助等を行った団体の出納その他の事務の執行が、当該財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかについて監査を行う。

ウ 例月現金出納検査

地方自治法 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて毎月検査を行う。

エ 決算審査

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、村の平成 29 年度決算について、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が効率的に執行されているか等について審査を行う。

オ 基金運用状況の審査

地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき、村の定額の資金を運用する基金の平成 29 年度の運用状況について、運用状況を示す書類、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じ、合理的に運用されているか等について審査を行う。

カ 健全化判断比率等の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方公共団体財政健全化法）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度の健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、正確に算定されているか等の審査を行う。

(2) 実施方法

監査等の年間の計画は別紙のとおりとし、対象の機関ごとの実施日程は、前月の10日までに定め、関係機関に通知する。

ア 定例監査

- (ア) 監査対象機関に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を原則とする。なお、一部の機関については、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査の結果に関し、必要な事案については関係課長と協議する。

イ 財政的援助団体等の監査

- (ア) 監査対象団体に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を原則とする。なお、一部の団体については関係書類の提出を求め、必要に於いて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査の結果に関し、特に必要があるときは関係課長と協議する。

ウ 例月現金出納検査

例月現金出納検査は、原則として、検査を実施する月の前月分を検査対象とし、検査を行う。

エ 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、村長から審査に付された決算書類等について審査を行う。なお、各機関の決算状況の審査については、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

また、基金運用状況審査は、書面により実施する。

オ 健全化判断比率等の審査

健全化判断比率の審査は、村長から審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。

また、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

(3) 財政的援助団体等の監査機関（団体）

ア 出資団体

村の出資割合が1/4以上の団体を対象として、監査を行う。
また、指定管理者となっている出資団体等についても、必要があると認める団体は、監査を行う。

イ 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。
また、村が損失補償等を行っている団体についても対象とし、抽出し監査を行う。

※ 補助金とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

3 その他の監査

(1) 随時監査（地方自治法 199 条第 1 項及び同条第 5 項）

村の財務に関する事務の執行について、監査委員が必要であると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(2) 公金の収納又は支払いの事務に関する監査（地方自治法 235 条の 2 第 2 項）

村の指定金融機関等の公金の収納又は支払いの事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかについて、監査委員が必要であると認めるときに監査を行う。

(3) 直接請求による監査（地方自治法第 75 条第 3 項）

選挙権を有する村民が、その総数の 1/50 以上の連署をもって、村の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(4) 議会の請求による監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

村議会が、その議決に基づいて村の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(5) 村長の要求による監査（地方自治法第 199 条第 6 項又は同条第 7 項）

村長が、村の事務の執行及び財政的援助団体等にたいする財政援助等について監査を行うよう要求したときに監査を行う。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。

(6) 住民の請求による監査（地方自治法第 242 条第 4 項）

村民が、村長その他の執行機関又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査請求したときに、監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(7) 職員の賠償責任に係る監査（地方自治法第 243 条の 2 第 3 項）

村職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして村に損害を与えた場合、村長が要求したときに、監査を行う。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。